

千葉商科大学国府台学会会則（抜粋）

- 第 2 条 本会は、会員の研究助成とその発表普及を目的とする。
- 第 3 条 本会は、千葉商科大学の専任教員をもって組織する。
- 第 4 条 本会は、次の事業を行なう。
1. 機関誌『千葉商大論叢』『千葉商大紀要』の発行。
 2. 各種研究会・講演会の開催。
 3. その他本会の目的を達成するために適当と認められる事業。
- 第 5 条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 学長がこれにあたる。
 2. 運営委員長 運営委員の互選による。
 3. 運営委員若干名 会員総会で選出され任期は1年とし本会の事務を分担する。

前 号 目 次

論 説

- 歪んだ鏡に写った日本
—欧米メディアに見る「日本」報道— 近藤恭子(1)
- Comparison of Japanese and Chinese Students Ability
and Native Speakers Ability to Use Collocations ELLIOTT, Warren R. (79)
- Applying Model Checking Techniques to Temporal Queries
over WorldWideWeb OYANO, Jun (97)
- 中国語教育の近況と趨勢 朱全安(109)
- 映像メディア制作が学習に与える影響
—体験的メディアリテラシーの実践— 星田昌紀(133)
- 『三国志演義』に見られる近称指示詞“此”的機能 椿正美(159)
- 抄録 (177)